

綾瀬市 自治会活動ハンドブック



綾瀬市自治会長連絡協議会

～ 目 次 ～

- 1 自治会とは P 2 ～ 4
- 2 自治会の活動 P 5 ～ 8
- 3 自治会と行政（市）との関係 . . . P 9
- 4 自治会に関するQ & A P 1 0 ～ 1 1

1 自治会とは

(1) 自治会って何だろう？

自治会とは、一定の地域に住む人々がその地域でつながりをもち、仲良く助け合って暮らしていこうとする自分たちの自由な意志によって組織された自主的な任意団体です。

自治会が、趣味やスポーツ活動などの親睦を目的とする団体と異なる点は、地震や火災などの災害時や地域環境の維持・整備をはじめ、日常生活で起こる様々な問題に対して、みんなで力を合わせて取り組み、その解決を図るという目的を持っていることです。日常的な親睦・交流を通じて、連帯感を培い、住みよい地域社会をつくろうということが、自治会の役割だと言えます。

隣近所のお付き合いと同じように自治会加入し、気軽に地域の行事に参加して、自ら進んで住みよい環境を築きましょう。

～綾瀬市の自治会は14自治会～

- ・ 落合自治会
- ・ 中村自治会
- ・ 上深谷自治会
- ・ 蓼川自治会
- ・ 大上自治会
- ・ 寺尾南自治会
- ・ 寺尾綾北自治会
- ・ 寺尾北自治会
- ・ 寺尾天台自治会
- ・ 小園自治会
- ・ 早川自治会
- ・ 吉岡自治会
- ・ 綾西自治会
- ・ 上土棚自治会



（２） 自治会の意義

① つながり

地域の人たちと顔見知りになり、お互い支え合い、気軽に協力できる温かい人間関係が育まれ、突然の災害時などに大きな力を発揮します。たとえば「〇〇さんがいない！」というようなお互いの安否確認や救助活動に役立ちます。

②地域力

日頃から気軽に声を掛け合える環境は「地域力」を高め、災害のときばかりでなく、防犯や福祉、教育など様々な分野で効果を発揮し、より住みよい豊かな地域づくりにつながります。防犯パトロール活動は、地域の事件や事故を未然に防ぐ効果があります。

近年、全国的に住民の自治意識が希薄化し、地域の結束力も弱まっている状況があるとされています。

また、少子高齢化が進む中、一人暮らし高齢者の増加や、核家族化の進展などにより、個人や家族だけでは解決できない問題がますます増えています。このような時代だからこそ、自治会の役割はますます重要になっています。

③楽しみ

地域住民同士の交流やふれあい行事（体育祭、盆踊り、各種イベント）などの自治会の活動を通して、いきいきとした日常生活を送るため様々な情報や楽しさを得ることができます。



④問題解決

地域の困り事を、自治会の役員が中心となり、みんなで問題解決に取り組み、地域での暮らしを守り、住みやすいまちづくりに努めます。自治会だけで解決できない事案は、地域を代表して、市へ要望としてあげることもあります。

⑤ 安全・安心なまちづくり

日頃からパトロールを実施したり、声かけしたりして災害時に備えます。

特に災害時には、自治会が避難所等の運営を担い、いざというときに対処できる体制を整えています。

このように自治会は、私たちの生活に最も身近な団体です。住みよいまちづくりには、そこに住む人々や団体が互いに手を取り合っていくことがとても大切です。

積極的に地域の活動に参加・協力し、安全で安心して暮せるまちづくりを進めていきましょう！

～綾瀬の自治会結成～

戦後から昭和40年頃まで、地域地縁団体の代表者（区長）が、地域と行政のパイプ役として、様々な活動をしていました。当時の団体構成は、今ほど、大きくありませんでしたが、昭和40年代から人口増加があり、行政と住民が一体となり検討しました。

住民主体の新しい住民自治を確立する上で、最も重要な住民組織をどのようにするのか、当時の役員（区長）と議論を重ね、住民としての連体と統一を強固にするため、綾瀬では、昭和44年4月に、10自治会（当時は10自治会）が結成されました。その後、昭和45年2月に綾西自治会が結成。平成14年4月、寺尾自治会が4分割され、現在の14自治会になりました。

2 自治会の活動

（１）住みよい環境づくり・美化活動

自治会では、日常的な環境美化の活動として道路、公園、広場、河川等の清掃を行っています。また、ごみステーション等の設置や管理も行っており、誰もが住みよい環境づくりに努めています。

- ◆ 公園や道路の清掃活動
- ◆ ごみステーションや資源物回収場所の設置及び管理運営など

（２）安全・安心なまちづくり活動

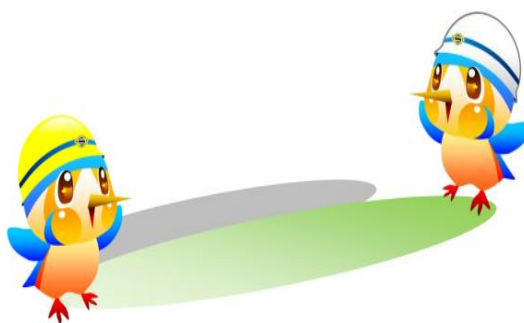
自治会やボランティア団体等の方が、通学路の立哨や防犯パトロールを行い、地域のみなさんが安心して暮らせるまちを目指しています。

- ◆ 児童・生徒の通学路見守り活動
- ◆ 防犯パトロール
- ◆ 交通安全環境の整備にかかる要望

（３）自主防災活動

各自治会が自主防災組織を作り、防災訓練などを実施しています。防災・防犯の諸活動を通じて、安心して生活できるまち、災害に強いまちを目指します。

- ◆ 各地区自主防災組織の訓練
- ◆ 防災倉庫、備蓄の管理



（４）地域の親睦を深める活動

自治会では、盆踊り、体育祭、レクリエーション大会、敬老会など、様々なイベントや事業を通じて地域のみなさん同士の親睦を深めるとともに、連帯感を高めるよう努めています。

（５）広報活動

① 自治会主催事業のお知らせ

自治会によっては、独自の地域広報紙や案内、ＨＰなどを作成し、自治会主催行事や自治会活動報告などをお知らせしています。

② 行政からの刊行物の回覧や掲示

地域のみなさんに必要な地域活動や行政からの情報を周知するため、市の行事等、各種催物案内等の回覧や広報掲示板へ掲示を行っています。



（６）行政と地域の連絡役

地域からの要望を行政へ、また行政からのお知らせをみなさんへ伝える役割を果たしています。

（７）自治会館の管理・運営

市内の各自治会館の管理運営も地域の自治会が行っています。各自治会で独自に区の集会所などを設置し運営しているところもあります。

会 館 名	住 所	電 話 番 号
落合自治会館	落合南 6－1－4 6	7 7－6 2 4 0
中村自治会館	深谷中 5－2 3－3 5	
上深谷自治会館	深谷上 2－1 5－3 2	7 9－3 3 3 8
蓼川自治会館	蓼川 2－1 1－3 3	
大上自治会館	大上 5－9－4 1	
寺尾南自治会館	寺尾南 2－3－1 6	
寺尾綾北自治会館	寺尾本町 2－7－3	7 7－4 2 2 6
寺尾北自治会館	寺尾北 1－5－1 2	7 8－3 8 6 9
寺尾天台自治会館	寺尾台 1－1 2－1 5	7 8－9 2 1 3
小園自治会館	小園 3 9 8－1	7 9－1 3 0 1
早川自治会館	早川 2 9 3 4－6	
吉岡自治会館	吉岡 2 3 1 6－1 0	
綾西自治会館	綾西 2－1 1－1 4	7 6－9 3 6 8
上土棚自治会館	上土棚北 4－7－4 7	7 3－6 3 6 7
鶴島会館	深谷南 4－2 1－7	
大上会館	大上 5－2 1－3 4	
綾南会館	上土棚中 7－3－4	

※自治会館を利用する場合、上記会館または管理者に問い合わせます。管理者の連絡先については市役所市民活動推進課（0467-70-5640）にお問合せください。

（８）地域の各団体支援、助け合い活動

自治会では、地域の子どもから高齢者まで幅広い世代の交流や協力を図るために、子ども会、老人会等の活動を支援しています。

共に助け合うという自治会本来の成り立ちから、社協住民会員の協力や日赤社資・共同募金（赤い羽根・年末たすけあい）等への協力もしています。賛同いただいたみなさんの善意を各実施主体に届けています。



平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災では、自治会・町内会の方や自主防災会の方が、避難誘導を行いました。

また、避難所生活では、いち早く自治会・町内会、自主防災会や地域のリーダーの方が声を上げ、自ら被災したにもかかわらず情報収集にあたり、避難者名簿の作成や必要な物資の聞き取り調査を行い、対策本部に情報提供したとのこと。さらに、高齢者や障がいのある方の安否確認なども行っています。

被災して一番助かったことは、被災していない周辺の自治会・町内会、地域コミュニティ団体からの炊き出しの支援であったそうです。

災害発生から支援物資が届くまでの２、３日の間は、地域の支援がとても重要な役割を果たしました。

このように、日ごろからの自治会・町内会の活動が活発な地域ほど、避難所においてもコミュニティ活動が機能し、支え合いや助け合いの意識が高かったと言われております。

阪神淡路大震災後でも言われたことですが、この東日本大震災後いっそう、この教訓から、自治会・町内会等の地縁組織による自主防災組織が重要視されており、日頃からの横のつながりが非常に重要であることが再認識されました。いざという時に充分な対応をするためには、日頃からのコミュニケーションが大切です。

3 自治会と行政（市）との関係

もともと、綾瀬市では自治会が自主的な活動を行ってきました。また、多様化する住民の要望や地域での新たな課題に、行政だけでの対応が難しくなっているのが現状です。

そこで、地域の住民組織である自治会と行政が役割を分担しながら、地域の実態に合った課題解決に取り組み、行政の手の届かない部分を地域で補うことが必要になっています。

自治会と行政は、どちらが上でどちらが下ということはありません。より暮らしやすく、より安全・安心な地域を築いていくために、一緒に住みよいまちづくりに取り組むパートナーの間柄です。

実際には、住民一人ひとりの生活に密着している自治会に対し、市からお願いすることも多く、また地域で相互に関わり合いを持ち、協力し合う環境を整えることが住民福祉の向上につながることから、市では自治会活動を支援しています。



4 自治会に関するQ & A

Q 1 自治会ってどんな組織ですか。

A 1 自主的に結成した組織で、地域住民の親睦を図るとともに、地域の安全安心に取り組み、良好な生活環境を築いていくことを目的として、運営しています。

Q 2 市内にはいくつの自治会があるのですか。

A 2 現在、14の自治会があります。(落合、中村、上深谷、蓼川、大上、寺尾南、寺尾綾北、寺尾北、寺尾天台、小園、早川、吉岡、綾西、上土棚)

Q 3 自治会は市の関係団体ではありませんか。

A 3 自治会は市の関係団体ではなく、地域住民で組織した任意の団体です。市とお互いに協力し合って、明るく住みよいまちづくりに取り組んでおり、市からの補助金を受けています。

Q 4 自治会には必ず入らないといけませんか。

A 4 自治会への加入はあくまでも任意で、強制ではありませんが、ごみ収集所の管理、防犯パトロールなどは、自治会が行っています。個人では解決しにくい問題が発生する場合があります。このような場合に、地域の調整役として自治会が役に立てると思っておりますし、より住みやすい地域にするためには、皆さんの助け合い・支え合いが必要です。ぜひ、趣旨を理解し加入してください。

Q 5 自治会に加入してもメリットがないのでは。

A 5 自治会に加入することにより、コミュニケーションが広がり、各種イベントなどの活動を通じ、ご近所と親睦を図ることができます。ご存じない方も多いと思いますが、実は日頃何気なく利用しているごみ収集所の管理、防犯パトロール、美化活動なども、自治会が行っています。

また、災害時に備えて、防災訓練を行ったりもしています。このように自治会に加入していただくことで、顔がわかる関係になり、災害直後の救助や避難活動もスムーズになります。さらに、防犯、交通安全、子育て、高齢者、環境美化などの日常生活上の環境整備に係る要望などを自治会がまとめて市に伝え、安全・安心な地域づくりにつなげていくことができます。一個人の要望では実現困難でも、自治会という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。

Q 6 自治会はどのような活動を行っていますか。

A 6 自治会では、ごみ収集所の管理、地域内の美化活動、防犯・交通・通学路のパトロール、自主防災活動のほか、運動会、盆踊りなどのレクリエーション活動等を行い、会員相互の親睦を図りながら、明るく住みよい地域づくりに取り組んでいます。

Q 7 忙しくて自治会活動に参加できないのですが。

A 7 自治会活動は強制的ではないので、仕事が休みの時など、時間がある時に参加を検討してください。自治会という組織自体を負担に感じてしまうと、逆に参加しづらくなってしまいますので、協力できるときに参加していただくかたちで結構です。

Q 8 税金を払っているから、市役所が地域のことをすべきでは。

A 8 近年、社会状況の変化により住民ニーズが多様化してきたことや、家庭や地域で新たな課題が多くなってきたことで、行政の対応だけでは難しくなってきました。そこで、自治会と行政が役割を分担しながら、地域の実情に合った解決方法を模索し、住民が主体となって取り組むことが求められています。東日本大震災でも、被災直後、行政が対応できない間の救援活動等で自治組織が大きな役割を果たしたと言われています。

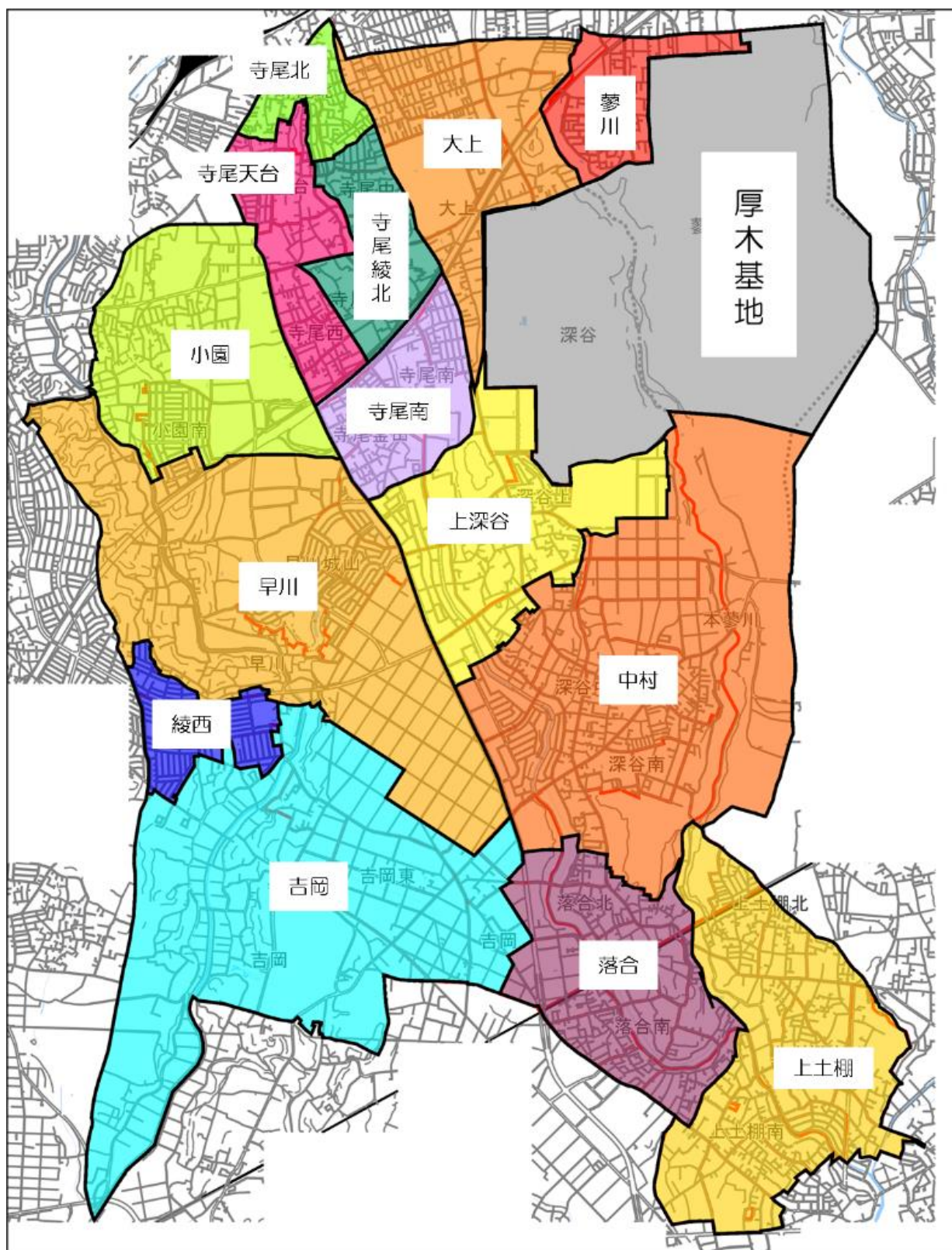
Q 9 自治会という組織は、閉鎖的で活動に参加しにくいように思いますが。

A 9 確かに自治会は、特定の住民が活動に参加するように思われがちですが、実際に自治会では、より多くの会員の皆様にご参加いただけるように、総会等の場で会員の意見を幅広く取り入れ、その結果を次年度の事業計画に反映させています。全ての会員にご納得いただけるような自治会運営は難しいかもしれませんが、気軽に多くの会員が参加できる活動やイベントもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

Q10 自治会費は何に使われていますか。

A10 自治会費は、金額や使いみちなど、それぞれの自治会で決められていますが、主に、自主防災活動、環境美化活動、防犯パトロール、各種イベント等に支出しています。

自治会区割図



綾瀬市の自治会では、
多くの会員によって、住みよいまちづくりを進めています。
ぜひ参加してください。
一緒によりよいまちをつくりましょう！



～自治会へ加入される際、お住まいの地区の自治会をご紹介します～

綾瀬市自治会長連絡協議会
事務局（０４６７）７０－５６４０